

5/10/2017

前 文

阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渟（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。

私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。

一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。

よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
運用状況については、自治基本条例をつくるにあたっての背景や基本的考えを述べているものであるため、検証の対象外としました。

検証部会での意見

- ・前文は、条例をつくるにあたっての背景や基本的な考えを述べており、めざすべき自治の姿と阪南市に住み、働き、学ぶすべての市民がこのまちで、市民相互の協働や、市民と議会・執行機関との協働を基本とした、まちづくりを推進していく決意が込められています。今後も前文の思いを大事にして自治基本条例を推進していくことが必要である。

5/10/2017

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

運用状況については、目的を規定している条項であるため、検証の対象外としました。

(最高規範性)

第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
運用については、今後も自治基本条例と他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を今まで以上に図ってください。また、職員においても自治基本条例の趣旨を尊重し、他の条例と整合を図るよう周知徹底してください。

検証部会での意見

- ・自治基本条例と他の条例との整合性の確認をしっかりと進めていかなければならない。
- ・職員においては、自治基本条例との整合について再認識をお願いしたい。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

運用状況については、定義を規定している条項であるため、検証の対象外としました。

検証部会での意見

- ・市民は阪南市に住民票がある人だけが市民と考えるが、自治基本条例においては、在勤等も含むことがわかった。このことについて、今一度、職員、市民に周知することが必要だと感じた。
- ・定義については、参画、協働の部分について、職員、市民に周知することが大切である。

第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。

検証結果	
1	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
2	条文に従い新たな取り組みを検討する
3	条文を改正する
4	その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

*第29条まで検証してから、再度検証する。

検証部会での意見

- 現状に踏まえて理念については大きく覆すほどの社会情勢の変化はないという認識だと考える。
- 提案として、この基本理念第4条そのものを見直したり改訂したりする必要はないかもしれないと思う、しかし、もし少し議論をしたうえで場合によっては、第4条に戻ってくることができたら、その時点で検証するほうが望ましいのではないかと思った。

（参画及び協働の原則）

第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

運用については、第7章（第16条、第17条、第18条、第19条）で検証します。

検証部会での意見

- ・原則を規定しているので、条文を変更する必要はないと思うが、この原則に基づいて、市民が参画しやすいように機会をもうけて、市民に発信していくことが大事であると思う。

（情報共有の原則）

第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

運用については、第8章（第20条、第21条、第22条）で検証します。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の公表については工夫がみられますので継続してください。また、出前講座などを活用し市民への説明の機会の確保に努めてください。 ・職員についても財政自治の原則を遵守するために、職員間の周知や研修等に努めてください。

資料

- ・資料1 広報はんなん5月号(当初予算)、7月号(決算報告)
- ・資料2 財務書類4表(旧様式、新様式)

検証部会での意見

- ・原則なので条文の変化はないと思う。
- ・広報誌の掲載や公表方法について工夫してください。また、出前講座を継続していくことが大事だと思う。
- ・財政課以外の職員についても市全体の財政を理解し、市民に説明できるように努めてください。そのためには、職員間の周知や研修が必要だと思う。

5/10/2017

第4章 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。

- 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

*後半の第7章、第8章を検証してから、必要があれば再度検証する。

検証部会での意見

- ・ 条文を変更するような社会情勢の変化はないと考えるが、具体的などころについては後半の検証次第で、必要があれば第8条を再度検討することでどうか。

（市民の責務）

第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。

3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。

検証結果

	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

*後半の第7章、第8章を検証してから、必要があれば再度検証する。

検証部会での意見

- この条文で謳われている参画や協働の権利、それを進めるうえでの責務や情報を知る権利、情報の共有を実行できているのかなどは第7章、第8章で具体的に確認していくことになると思うので、第7章、第8章検証後に再度検証する。

(議会の役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。

2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
議会の役割を規定している条項であり、変更するような点はない。

資料

- ・資料2 ホームページの目次画面など

検証部会での意見

- ・政務活動費が話題になっているが条文を変更しないといけなような社会情勢の変化とはいえないと思う。
- ・議会の役割でいうと条文の変更はないと思うが、議員の意識の問題であると感じている。
- ・政務活動費については条例がある。その中で議論されるものであると思われる。
- ・別に条例があるので、自治基本の中で検討するのは難しいのではないかとと思われる。

(議会の責務)

第11条 議会は、意思決定機関であること責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。

2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。

3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・今後もわかりやすい議会だよりの作成・発行に努めてください。 ・議会での審議内容や結果に関する情報についても、市民がタイムリーに入手できるように、また、意思決定の過程など市民と情報共有できるように工夫してください。 ・今後も若者から高齢者まですべての世代が情報を受けられるよう、様々な情報提供の方法を検討して取り入れていくよう努めてください。

資料

- ・資料3 本議会・委員会の提出資料
- ・資料4 議会だより

検証部会での意見

- ・議会の傍聴は話題になっていることがあれば傍聴人が増えると思うが、それ以外は傍聴人がいないことが多いと思う。
- ・市民が議会に関心を持つことが大事だと思う。
- ・阪南市だけのことではないと思うが、議会への関心が低いと感じられる。
- ・市民に関心を持ってもらうために、情報公開や意思決定の過程を市民に明らかにするというのも情報公開、共有にあたると思うので、わかりやすさなど工夫してしっかり開示していただきたい。

(議員の責務)

第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・議会は開かれた議会運営のために、前条であげた取り組み等を進めるとともに、各議員においては議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行し説明責任に努めてください。

資料

- ・資料5 政務活動費関連

検証部会での意見

- ・責務として書かれているので条文の変更は必要はないと思うが、条文の内容がきちんと遂行できているか考えていかなければならないと思う。

(市長の責務)

第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。

3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。

4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。

5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- ・総合計画の策定・改訂や新しい制度の構築などにあたっては、今後も、市民ニーズに対応したより効果的な制度とするために、出前講座やワークショップを継続的に実施してください。また、住民意識調査などの結果等については、市民に市政への関心をもってもらうため、積極的に公表し、情報共有を行うとともに、市民の関心を高めるための段階的な取り組みに努めてください。
- ・みらい市長懇談会については、市民が関心を持てるように発信方法の工夫に努めてください。

資料

- ・参考資料 住民意識調査
- ・資料6 みらい市長懇談会での資料、どのような意見でどのように対応したかなど

検証部会での意見

- ・責務を規定しているので、変更すべきと考えるような社会情勢の変化はないと思う。
- ・参考資料の住民意識調査の結果を市民に公開をしていないのはなぜか。
- ・住民意識調査の結果等については、市民に市政に関心をもってもらうために積極的に公表し、情報共有を行ってください。
- ・市民の方が地域にまちに興味を持つには情報共有が大事であり、前回の検証部会でも情報共有について提言がされていたと思う。
- ・みらい懇談会についても継続して行っていただき、こんな取り組みをしたとPRをしてもらいたい。
- ・懇談会をやっていることをもっとPRしたほうがよい。

5/10/2017

(市長を除く執行機関の責務)

第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
運用については、第13条と一緒に検証しました。

（職員の責務）

第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- ・今後も前回の検証結果に取り組むとともに、他課との連携、情報共有を行い市民サービスの向上に努めてください。
- ・職員の研修計画の策定に際しては、市民団体が主催する研修を加えるなど、地域に出かけて、市民とともに学ぶ機会を設けるように努めてください。
- ・職務の遂行にあたっては、市民の意見を積極的に「きく」工夫をするとともに、意見の内容を常に業務に反映させ、継続的な改善に努めてください。
- ・職場内では、情報共有やコミュニケーションを図るなど、当該事務の主担当者が不在の際にも適切な対応ができる体制づくりに努めてください。

資料

- ・資料7 平成27年度から新規研修について（なぜ導入したか、参加人数）
- ・資料8 年間計画など

検証部会での意見

- ・担当の人が不在であっても仕事が回るようにして情報共有してくださいと、前回の検証では話をしてきた。例えば、自分の課の業務や課題だけでなく、他課の業務や課題などを情報共有することで、課のつながりができ、事業を一緒に取り組んでいくことも大事ではないかと考える。
- ・第一歩は自分の課以外の他課の業務を知ること、また、どのような課題があるかなどを共有していくことが、少ない人材と財源の中では大切なことだと思う。

(市民活動団体)	
第16条	市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。
2	市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。
3	市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。
4	執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。
5	議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、阪南市のまちづくりへの関心が持てない市民の方には、関心を持ってもらえるようにしてください。また、市民活動をはじめたいと思っている方には、活動に参加してもらえるよう、まちに関する様々な情報を発信するとともに、活動などの機会を設けるように努めてください。 ・市民活動団体の活動を推進するため、地域における活動拠点となる場づくりに努めてください。活動拠点となり得る空き家、住民センターの活用方法などについて、検討してください。

資料

- ・資料9 大阪府内市町村NPO・ボランティア活動支援拠点一覧
- ・資料10 特定非営利活動法人の認証状況
- ・資料11 市民活動センター夢プラザ利用案内
- ・資料12 夢プラザだより
- ・資料13 阪南市地域交流館利用案内

検証部会での意見

- ・企業と地域との連携の在り方が重要になってくると思う。企業で従業員に地域貢献を推奨しているか。従業員が地域に戻ったときに自治会などに参加しているかなど、意識づけをしていかなければならないと思う。
- ・昼間人口の方が地域にどれくらい関わる人となるのか、これから高齢化して人口が減っていく中で重要な視点だと思う。
- ・広くいろんな方が市民活動に参加してもらえるにはどうしたらいいのか悩ましいところである。

5/10/2017

- 前回の検証時においても少しでもまちに興味を持ってもらう、情報提供をしっかりとやっていくことが意見として多かった。
- 関心をもてない人をどうやって取り込むのか、これからが大切になってくる。
- 地域のコミュニティの団結や絆を深めるということは大事であり、この第 16 条は市民そのものの盛り上がりを織り込んだ理想的な条文になっていると思う。
- 地域で生活しているだけでは情報は伝わっていない。だから、情報をどのように発信していくか常に考えていかなければならない。
- 積極的に情報を提供していくことは継続していかなければならないし、場合によっては、手を変え品を変えて情報を提供していく。

(計画策定等における市民参画)

第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

(1) 基本構想(総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。)及びこれの実現のための基本計画の策定

(2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。

(1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。

(2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。

(3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。

(4) 緊急に実施しなければならないとき。

検証結果

✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

第18条と一緒に検証しました。

(市民参画の手続)

第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 附属機関等への委員公募
- (2) パブリックコメント
- (3) 公聴会の開催
- (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画を推進するにあたり、市民公募やパブリックコメントなどを実施するときは、多くの市民に周知できるように、ホームページや広報誌だけでなく、地域に出向いて説明会をするなど、周知方法の工夫に努めてください。また、計画だけを掲載するのではなく、市民の方にわかりやすくするなど工夫にしてください。 ・今後も、市民の皆さんがまちづくりに関心を持てるように市民講座やワークショップなどの機会の確保に努めてください。また、これからの阪南市を担う世代などにも関心を持ってもらえるように、学校等でまちづくりについて学べる機会の確保にも努めてください。

資料

- ・資料 14 市民参画手続条例
- ・資料 15 中学生サミットまとめ
- ・資料 16 平成 28 年度市民協働事業提案制度事業内容

検証部会での意見

- ・第17条の2項の(4)緊急に実施しなければならないときとは、どのようなときのことか。判断基準を語源化する方が市民にはわかりやすいのではないか。
- ・条例の緊急のときとは、基本的には震災や生命の危機に関係することを指している。
- ・第18条の参画の方法、第2項で実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならないとなっているが、阪南市は高齢化率が高くなってきている中で、パブリックコメントなどの実施のときに、ホームページをメインにしているだけでは、本当に公平性が保たれているのかと思う。手段については、今以上に努力する必要があると考えるが。
- ・パブリックコメントをしていることが届いてなくて、意見があるけれども意見を言えないという人を無くしていきたい。やはり、ホームページにだけ計画を掲載してもなかなか意見が書け

5/10/2017

ないと思うので、掲載するだけではなく、あわせて周知と関心を持ってもらえる取り組みが必要になってくる。

- パブリックコメントを伝えるには、解説をいれるなり、市民のみなさんにわかってもらうようにすることや、出向いて行って計画を説明する、その時にご意見をいただくなどを行っていかないと意見はいただけないと思う。

(市民参画の推進)

第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・今後においても、市政の情報を発信する際には、発信だけにとどまらず市民の皆さんと情報が共有されているかなど確認できる制度の整備に努めてください。 ・フェイスブックをはじめとするSNSなどの新しい手段を活用し、若い世代もまちづくりに関心をもってもらい、若い世代からの市民参画がすすむよう整備に努めてください。

資料

- ・資料 17 他市の状況一覧

検証部会での意見

- ・居住地域で参加する機会の差を感じる。例えば大きな催しをするときは市役所周辺、サラダホール、地域交流館が場所となっていることが多い。そうすると市役所周辺の方は参加しやすいが、桃の木台等になると参加しにくい。特に高齢者等になると車で移動しないと行けなかったり、コミュニティバスの時間等もある。地域にいても参画できるものを行政も活動団体も検討していただきたいと思う。
- ・各地域で取り組みが活発になるとまちは良くなる。それだけではなく、他の地域で活発に活動していることを発信できれば更にいいと思う。

(情報の収集及び活用)

第20条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。

2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・広報においては、今後も引き続き写真やイメージ図などを最大限に活用し、市民の目にとまる広報づくりに取り組んでください。また、外国人の目にもとまるように、広報の配架場所にも工夫をしてください。 ・今後の情報発信に役立てるため、住民意識調査などを活用し、情報発信の方法等を検討してください。 ・ウェブサイトを見ることができない市民の方に配慮した情報提供について引き続き努めてください。

資料

- ・資料 18 広報はんなん 11 月号
- ・資料 19 阪南市行政情報翻訳版 10 月号

検証部会での意見

- ・行政情報の翻訳版について、登録をするときに他に必要な人はいないかなど、話しをきくなどして、必要な人にどれだけ届けられるかを考えないといけない。
- ・市のホームページに掲載しただけでは、情報が届いていないと思うので、ホームページ以外の手法も考えていかなければならない。
- ・市のホームページで各担当課のページでみられた人のカウントがあれば各課でホームページの作成に力をいれるのかもしれない。
- ・外国人の方にも目にとめてもらえるよう、翻訳版を駅に配架するなどしてはどうか。

(情報公開等)

- 第21条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。
- 2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。
- 3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。
- 4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。
- 5 第1項及び第2項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> 今後も行政の取り組みについて、市民が関心を持てるように情報提供の方法を検討し、スピーディな情報発信に努めるとともに、地域の課題を解決するために、市民と市民による情報の共有に努めてください。

資料

- 資料 20 平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

検証部会での意見

- 第3項のところで、「市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。」というところが、市民の方が主体になるところなので、これをきっちり理解していただいて個人情報にも留意して情報交換をしていただくことは、むずかしいけど大事なところであると思う。

(個人情報の保護)

第22条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き個人情報を適正に管理するとともに、その保護に努めてください。

検証部会での意見

- 「別に条例で定める」とあるが、具体的に条例名を記載した方がいいのではないか。
- 基本は別の条例が後からできるから、記載できないのは理解できたが、市民が読んだときにわかりやすくするのであれば、条例が施行された後にでも条例名を記載した方が市民にとってはわかりやすいと思う。

(説明責任)

第23条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市政の運営に関する重要な事項の立案については、市民にとってわかりやすい内容となるように資料を作成するとともに、その検証過程や取り組み経過についても積極的に提供し説明責任を果たすように努めてください。

資料

- 資料 21 平成 28 年度予算編成について

検証部会での意見

- 少し前向きに情報提供をしている感じはあるが、提供資料がむずかしいので出前講座等を行い情報が伝わる取り組みを継続していただきたい。
- 地域でも出前講座を活用していただくことで、職員も地域に出向いていき、どれだけ市民の方に伝わっているかなど感じられると思う。
- 市民も、情報収集の場となる。
- 行政側がどれだけ発信しても、受け取る側が受け取らないと始まらないので、むずかしいところではある。一方通行になっているように感じる。

(意見、要望等への応答)

第24条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速に適切な担当部署へつなぐなど、市民に丁寧に対応し納得のいく説明に努めてください。また、庁内のつながりを十分に活かすように努めてください。 ・広く意見・要望を受けた時は、真摯に受け止め、誠実に応答するとともに有用な意見については市政への反映に努めてください。 ・市民から市政一般に関する意見、要望等を引き出すことができるように努めてください。

資料

- ・資料 22 「市民の声」提言制度受付件数

検証部会での意見

- ・市民からどれだけ意見をもらってどれだけ迅速に対応するかが重要になってくると思う。
- ・引き続き真摯に対応をしていただきたい。

第9章 住民投票

第25条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。

2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。

3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。

4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
✓	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> 住民投票の実施については、別に条例で定めることと明記されていますが、現在に至るまで住民投票制度の条例が制定なされていません。 <p>今後、市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題については、住民の意思を確認する住民投票制度の必要性は大きいと考えます。自治基本条例の趣旨に基づき、別に条例を定めることを望みます。また、住民投票制度の条例等を検討する場合においては、慎重に審議してください。</p>

資料

- 資料 23 岸和田市住民投票条例
- 資料 24 川崎市住民投票制度検討委員会報告書
- 資料 25 住民投票制度について

検証部会での意見

- 合併についての住民投票や前の市長選挙の投票率を見ても、投票率が低い。市民が関心を持った中で住民投票に関わっていかないと、乱用になる恐れも考えなければならない。本当に市民が関心を持って投票に関わったとわかるのは、やはり投票率しかないと思う
- 検証部会の役割は、あくまでも条文の見直しをすること、適切な運用が行えているかを検証することである。
- 住民投票条例の検討については、推進委員会の中で、別途、検討委員会を設け、議論するという提言をすればと思う。中間報告でその旨を盛り込んではいかがか。
- 住民投票条例の検証をする場合は、丁寧に慎重に議論をしていく必要がある。

- 第26条 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。
- 2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。
- 3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に基づく事業の効果や結果、策定経過などについては、市民に関心を持ってもらえるよう、できる限り公表に努めてください。

資料

- ・資料 26 阪南市総合計画後期基本計画策定主要経過
- ・資料 27 阪南市総合計画後期基本計画（案）

検証部会での意見

- ・地方自治法が改正されているので、解説を実態または法律にあわせる。総合計画を作るにあたっての根拠法は、阪南市では、この自治基本条例になる。
- ・総合計画の策定経過の情報が、市のホームページで見ることができなかった。委員会の資料のみ掲載されていて、住民意識調査やアンケートをされているが、どのような形で情報提供されたか。パブリックコメントで案はどうですかと聞くのは大事なことだが、タイムリーにどのように策定しているというのを出すことも大切だと思う。
- ・前回の検証部会の時にこだわったと思うが、情報提供をしっかりと、継続的に行うことが重要である。例えば、アンケートなどに答えた人が、自分たちの答えたものがどのようにまとめられたのか、ウェブサイトを見てわかるようにすることで、次につながると考える。フォローアップや報告をタイムリーにする必要がある。
- ・公表をもっと分かりやすく伝わるように市民に公表してほしいと思う。

5/10/2017

第11章 他の機関との連携

第27条 市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など
<ul style="list-style-type: none">今後も引き続き多様な関係機関と連携を進めてください。

資料

- 資料 28 他の機関との連携

検証部会での意見

- 他の自治体では、官民で災害時の協定を結んでいるところがある。駐車スペースの広い大型店舗などでは避難場所の指定が場合によってはできるのではないか。
- 既存の相手だけでなく、新たな相手を探しながら、民間なども柔軟に考えてこれからも続けていただければ良いか考える。

5/10/2017

第12章 推進及び見直し

(条例の推進)

第28条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

検証結果	
✓	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正(案)など

- ・ 職員の自治基本条例の認知度が低かったことを踏まえて、認知度の向上に努めてください。

資料

- ・ 資料 29 「第28条」条例の推進について

検証部会での意見

- ・ 職員の自治基本条例の認知度が低い。4人に1人くらいしか内容までよくわかっていない。ぜひ強かに推進してください。
- ・ 職員に知っておいてもらわないと、円滑な条例の運用や推進には至らない。
- ・ 一定期間ごと全職員にしていきたい。
- ・ 自治基本条例の推進のために、アンケート結果を検証部会で取り上げて職員研修の充実だとか、認知度を上げるための努力をすることを検証結果に盛り込んでどうか。

5/10/2017

(条例の見直し)
第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲において、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
✓	3 条文を改正する
	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

検証部会での意見

- ・5年以内ごとになどという表現になるのだと思う。次回の検証部会までの課題とする。

条文追加（案）

（協働の推進）

第20条 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働の担い手育成、活動拠点、情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

【解 説】

自治基本条例の原則の一つである参画及び協働の原則について、第19条の市民参画の推進に続いて、第20条では協働の推進について定めています。

第1項については、市民との協働のまちづくりを進めていくための、議会及び執行機関の市民への支援について定めています。

第2項については、市民との協働のまちづくりを進めていくためには、市職員が率先して協働の重要性について理解をする必要があることから、職員の育成について定めています。

検証結果	
1	条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
2	条文に従い新たな取り組みを検討する
3	条文を改正する
4	その他

検証部会での意見

- ・協働のまちづくりをすすめていくためにも、協働の条文の追加については賛成である。
- ・条文については、引き続き検証部会で検討していく。

条文追加（案）

（危機管理）

第28条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

【解 説】

第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。

第1項では、市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。

第2項では、市民が、災害等による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

検証結果	
	1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく
	2 条文に従い新たな取り組みを検討する
	3 条文を改正する
✓	4 その他

検証結果の具体的な説明や改正（案）など

- ・市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院）と連携、協力して危機管理体制を構築するとともに、民間企業との連携、協力にも努めてください。

検証部会での意見

- ・関係機関には、行政の関係機関だけでなく、民間企業も含まれるのか。
- ・自主防災組織の組織率の向上に繋がれば良い。
- ・危機管理になるので、新しく章だてするのかなどは、推進委員会の皆さんの意見を聞き検討する方が良いと考える。